

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年2月20日(2025.2.20)

【公開番号】特開2025-3509(P2025-3509A)

【公開日】令和7年1月9日(2025.1.9)

【年通号数】公開公報(特許)2025-004

【出願番号】特願2024-182116(P2024-182116)

【国際特許分類】

H 01M 50/583(2021.01)

10

H 01M 50/211(2021.01)

H 01M 50/284(2021.01)

【F I】

H 01M 50/583

H 01M 50/211

H 01M 50/284

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月4日(2025.2.4)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配線モジュールのプロテクタに搭載される回路基板であって、

前記回路基板には、導電路が配索され、

前記導電路の一端にはバスバーが電気的に接続されると共に、前記導電路の他端には電線が電気的に接続され、前記導電路は、前記バスバーから前記電線に至る途中の部分にヒューズ部を備える、回路基板。

30

【請求項2】

前記バスバーは、複数の蓄電素子の電極端子に電気的に接続され、

前記導電路は、前記バスバーに接続される接続ランドと、前記電線の一端に接続される電線ランドと、を備える、請求項1に記載の回路基板。

【請求項3】

前記ヒューズ部は、前記導電路に半田で接続されるチップヒューズで構成されている、請求項1に記載の回路基板。

【請求項4】

前記回路基板は、フレキシブルプリント基板であり、

前記ヒューズ部は、パターンヒューズで構成されている、請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の回路基板。

40

50